

変更

地域森林（変更）計画書

（瀬戸内森林計画区）

計画期間

自 令和 4 年 4 月 1 日

至 令和 1 4 年 3 月 3 1 日

（令和 6 年 1 2 月変更）



広島県

【変更事項及び理由】

1 変更事項

以下の事項について変更する。変更事項以外については、従前の計画書のとおりとする。変更は、令和7年4月1日から効力を生じるものとする。

はじめに

III 計画事項

第1 計画の対象とする区域

第2 計画量等

2 今期計画

(4) 林道の開設及び拡張に関する計画

第4 森林の整備に関する事項

2 造林

(1) 人工造林に関する指針

3 間伐及び保育

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

(附) 参考資料

2 森林の現況

(9) 森林の被害

7 林分密度管理図

(1) スギ林の収量比数 R_y による管理表

(2) ヒノキ林の収量比数 R_y による管理表

2 変更理由

森林法第5条第5項の規定による森林の現況、経済事情等に変動があったため。

目 次

はじめに	1
------------	---

I 広島県の基本方針

第1 広島県の基本的な考え方	
第2 広島県が定める目標	
1 森林資源経営サイクルの構築	
2 森林資源利用フローの推進	
3 山地災害防止に向けた取組	
4 森林の公益的機能の維持	

II 計画区の概要

第1 計画区の位置	
第2 自然的条件	
1 地形	
2 気候	
3 地質及び土壌	
第3 社会経済的条件	
1 人口	
2 産業	
3 交通	
4 土地利用	
第4 森林・林業の概況	
第5 計画樹立に当たっての基本的考え方	

III 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	3
第2 計画量等	6
1 前計画の実行結果の概要及びその評価	
(1) 伐採立木材積	
(2) 間伐面積	
(3) 人工造林及び天然更新別面積	

(4) 林道の開設及び拡張	
(5) 保安林の整備及び治山事業	
2 今期計画	6
(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積	
(2) 間伐面積	
(3) 人工造林及び天然更新別の造林面積	
(4) 林道の開設及び拡張に関する計画	7
(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画	
(6) 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施 すべき森林施業の方法及び時期	
第3 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1 森林の整備及び保全の目標	
2 森林の整備及び保全の基本方針	
3 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における 施業の方法に関する指針	
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進 すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の 方法に関する指針	
(3) その他必要な事項	
4 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の 状態等	
5 その他必要な事項	
第4 森林の整備に関する事項	12
1 立木竹の伐採（間伐以外）	
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	
(3) その他必要な事項	
2 造林	12
(1) 人工造林に関する指針	12
(2) 天然更新に関する指針	
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	
(4) その他必要な事項	
3 間伐及び保育	13
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に 関する指針	13
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	14

(3) その他必要な事項	
4 林道等の開設や林産物の搬出	
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び 作業システムの基本的な考え方	
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域 （路網整備等推進区域）の基本的な考え方	
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	
(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在 及びその搬出方法	
(6) その他必要な事項	
5 森林施業の合理化等	
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林 施業の共同化に関する方針	
(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	
(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に 関する方針	
(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	
(5) その他必要な事項	
第5 森林の保全に関する事項	
1 森林の土地の保全	
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意 すべき森林の地区	
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する 必要のある森林及びその搬出方法	
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
(4) その他必要な事項	
2 保安施設	
(1) 保安林の整備に関する方針	
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	
(3) 治山事業の実施に関する方針	
(4) 特定保安林の整備に関する事項	
(5) その他必要な事項	

3	鳥獣害の防止	
(1)	鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の 防止の方法に関する方針	
(2)	その他必要な事項	
4	森林病虫害の駆除と予防・その他の森林の保護等	
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針	
(2)	鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	
(3)	林野火災の予防の方針	
(4)	その他必要な事項	
第6	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に 関する事項	
1	保健機能森林の区域の基準	
2	その他保健機能森林の整備に関する事項	
第7	その他必要な事項	
1	保安林その他制限林の施業方法	
2	その他必要な事項	

(附)	参考資料	15
-----	------------	----

1	森林計画区の概要	
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	
(2)	地況	
(3)	土地利用の現況	
(4)	産業別生産額	
(5)	産業別就業者数	
2	森林の現況	
(1)	齢級別森林資源表	
(2)	制限林普通林別森林資源表	
(3)	市町村別森林資源表	
(4)	所有形態別森林資源表	
(5)	制限林の種類別面積	
(6)	樹種別材積表	
(7)	特定保安林の指定状況	
(8)	荒廃地等の面積	
(9)	森林の被害	15
(10)	防火線等の整備状況	

3	林業の動向	
(1)	保有山林規模別林家数	
(2)	森林経営計画の認定状況	
(3)	経営管理権及び経営管理実施権の認定状況	
(4)	森林組合及び生産森林組合の現況	
(5)	林業事業体等の現況	
(6)	林業労働力の概況	
(7)	林業機械化の概況	
(8)	作業路網等の整備の概況	
4	前期計画の実行状況	
(1)	間伐立木材積その他の伐採立木材積	
(2)	間伐面積	
(3)	人工造林・天然更新別面積	
(4)	林道の開設及び拡張の数量	
(5)	保安林の整備及び治山事業に関する計画	
	ア 保安林の指定又は解除の面積	
	イ 治山事業の数量	
5	今期計画の明細	
(1)	伐採材積及び人工造林・天然更新の明細	
6	林地の異動状況（森林計画の対象森林）	
(1)	森林より森林以外への異動	
(2)	森林以外より森林への異動	
7	林分密度管理図	16
(1)	スギ林の収量比数 R_y による管理表	16
(2)	ヒノキ林の収量比数 R_y による管理表	17
8	主伐可能量の目安	
(1)	主伐（皆伐）上限量の目安	
(2)	再造林率に応じた持続的伐採可能量	

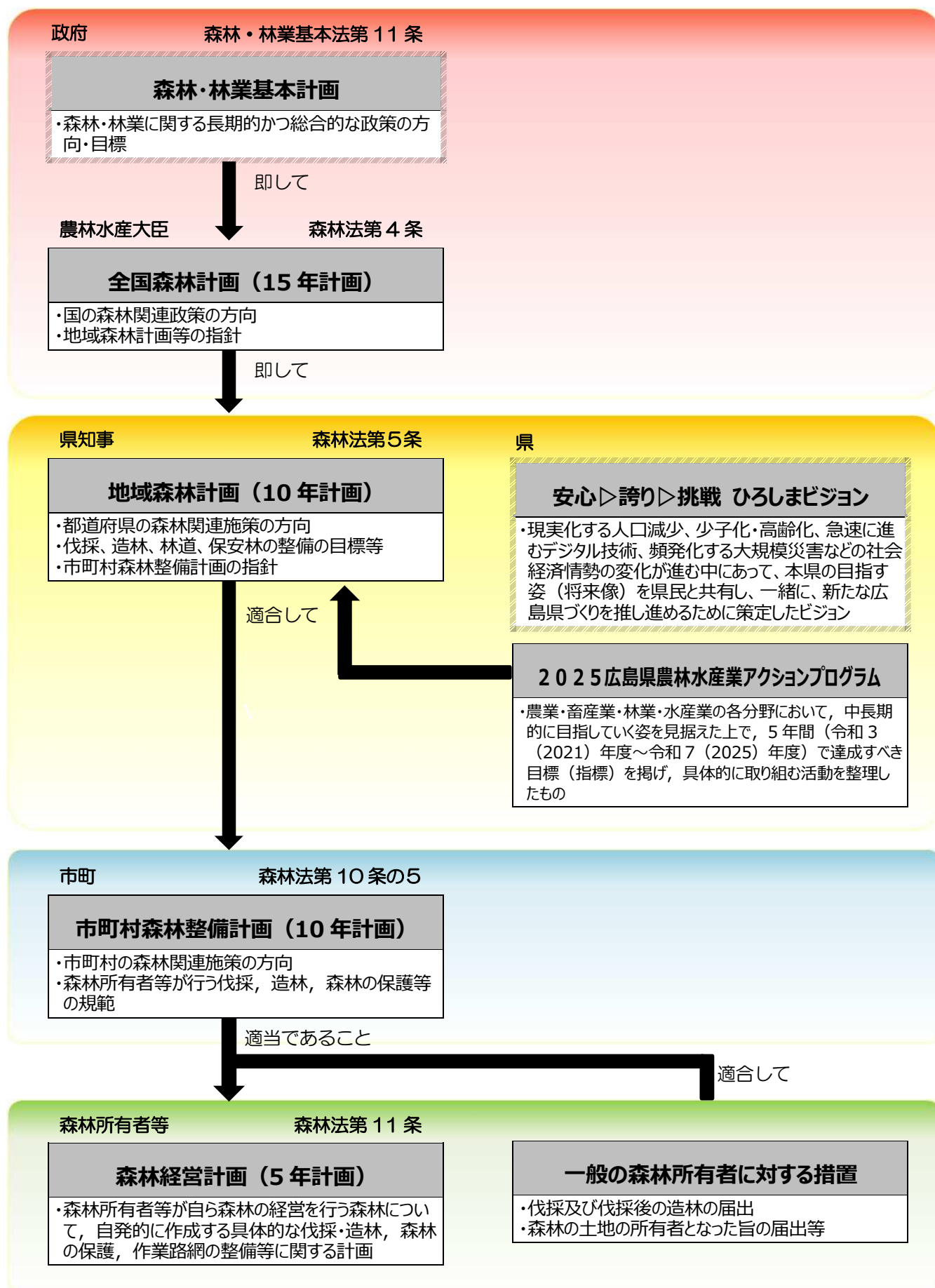
はじめに



地域森林計画は、森林法第5条に規定のとおり、都道府県知事が、全国森林計画に即して、民有林を森林計画区（全158森林計画区）別に、5年ごとに10年を一期としてたてる計画であり、都道府県の森林関連施策の方向や、地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定の指針となるものです。

広島県では、県の基本計画「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」のもと、「2025広島県農林水産業アクションプログラム」を策定し、農林水産業における目指すべき姿の中長期的な目標（指標）や具体的な取組方針を示していることから、アクションプログラムに沿った内容を、地域森林計画に記載しています。

また、市町村森林整備計画は、市町村長が、地域森林計画に**適合して**、5年ごとに10年を一期としてたてる計画であり、地域に最も密着した行政主体である市町村が、地域の実情に応じて、森林所有者が行う森林整備を推進するための標準的な方法や規範等を定めていることから、市町村の森林づくりの長期的な構想となるものです。



Ⅲ 計画事項

第 1 計画の対象とする森林の区域

本計画の対象とする民有林の面積は、次表のとおりです。

なお、地域森林計画の対象とする民有林は、次の事項の対象となります。

- ① 森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定による開発行為の許可（保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）
- ② 森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の規定による森林の土地の所有者となった旨の届出
- ③ 森林法第 10 条の 8 第 1 項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出等（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）

市町別面積

区 分		面積 (ha)	備考
総数		<u>168,720.82</u>	
呉市	(呉)	<u>6,234.93</u>	
	(音戸)	<u>783.83</u>	
	(倉橋)	3,246.63	
	(下蒲刈)	376.22	
	(蒲刈)	<u>931.95</u>	
	(安浦)	<u>3,433.01</u>	
	(川尻)	<u>1,005.35</u>	
	(豊浜)	<u>533.36</u>	
	(豊)	<u>374.73</u>	
	小計	<u>16,920.01</u>	
竹原市	竹原市	<u>7,534.33</u>	
三原市	(三原)	<u>11,600.83</u>	
	(大和)	<u>9,002.35</u>	
	(本郷)	<u>3,972.48</u>	
	(久井)	<u>3,683.27</u>	
	小計	<u>28,258.93</u>	

区 分		面積 (ha)	備考
尾道市	(尾道)	<u>5,174.45</u>	
	(因島)	<u>1,219.13</u>	
	(瀬戸田)	<u>1,213.05</u>	
	(御調)	<u>6,016.31</u>	
	(向島)	<u>226.19</u>	
	小計	<u>13,849.13</u>	
福山市	(福山)	<u>8,543.46</u>	
	(内海)	<u>1,001.62</u>	
	(沼隈)	<u>2,072.10</u>	
	(神辺)	<u>2,962.62</u>	
	(加茂)	<u>4,631.49</u>	
	(芦田)	<u>1,629.96</u>	
	(駅家)	<u>2,213.18</u>	
	(新市)	<u>2,929.45</u>	
	小計	<u>25,983.88</u>	
府中市	(府中)	<u>4,776.29</u>	
	(協和)	<u>2,076.58</u>	
	(上下)	<u>5,811.16</u>	
	小計	<u>12,664.03</u>	
東広島市	(西条)	<u>3,902.58</u>	
	(八本松)	<u>2,732.61</u>	
	(志和)	<u>3,657.29</u>	
	(高屋)	<u>4,151.23</u>	
	(黒瀬)	<u>2,788.84</u>	
	(福富)	<u>4,477.13</u>	
	(豊栄)	<u>5,373.00</u>	
	(河内)	<u>5,869.44</u>	
	(安芸津)	<u>4,651.29</u>	
	小計	<u>37,603.41</u>	

区 分		面積 (ha)	備考
江田島市	(江田島)	1,268.49	
	(能美)	605.13	
	(沖美)	1,836.36	
	(大柿)	1,187.54	
	小計	4,897.52	
豊田郡	大崎上島町	(大崎)	<u>585.27</u>
		(東野)	<u>501.17</u>
		(木江)	352.08
		小計	<u>1,438.52</u>
世羅郡	世羅町	(甲山)	<u>7,524.72</u>
		(世羅)	<u>7,382.93</u>
		(世羅西)	<u>4,663.41</u>
		小計	<u>19,571.06</u>

- 注 1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。
- 2 森林計画図は、農林水産局林業課、西部農林水産事務所東広島事業所、西部農林水産事務所呉事業所、東部農林水産事務所及び東部農林水産事務所尾道事業所において縦覧に供する。

第 2 計画量等

2 今期計画

今期計画における計画量については、次のとおりです。

(1) ～ (3) (略)

(4) 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長及び箇所数：m，利用区域面積：ha

森林 計画区	開設/ 拡張	種類	位置 (市町村)	路線名	区分	(延長及 び箇所 数)	(利用 区域面 積)	前半 5カ年 の計画 箇所	対図 番号	備考
瀬戸内	開設	自動車道	総 数	52 路 線		47,682	3,844			
			三 原 市	6 路 線		4,600	869			
			(三 原 市)	3 路 線		600	722			
				黒 の 谷		200	52			
				大 谷 真 越		200	30			
				御 調 坂		200	640			
			(旧 大 和 町)	1 路 線		800	30			
				虚 空 蔵		800	30	○		
			(旧 久 井 町)	2 路 線		3,200	117			
				天 王 平		600	80			
				黒 郷 則 重		2,600	37			
			福 山 市	12 路 線		6,740	550			
			(福 山)	1 路 線		600	38			
				大 谷 東		600	38			
			(加 茂)	1 路 線		500	35			
				馬 乗 原 谷		500	35			
			(駅 家)	2 路 線		1,240	156			
				権 現		840	36	○		
				野 々 倉		400	120			
			(旧 内 海 町)	1 路 線		700	51			
				内 浦 山		700	51			
			(旧 新 市 町)	2 路 線		1,200	91			
				森 の 上 火 呑		600	42			
				真 光 寺		600	49	○		
			(旧 沼 隈 町)	3 路 線		2,100	118			
				白 浜 横 倉		800	57	○		
				東 山		700	31			
				大 迫		600	30			
			(旧 神 辺 町)	2 路 線		400	61			
				御 領 支		300	30			
				檜 下		100	31	○		
			東 広 島 市	8 路 線		7,618	639			
			(西 条)	2 路 線		1,600	105			
				大 宮		800	60			
				カ シ ワ ダ ニ		800	45			
			(旧 黒 瀬 町)	1 路 線		846	22			
				国 近		846	22	○		
			(旧 福 富 町)	2 路 線		3,172	65			
				紅 葉		1,400	31			
				丁 田 戸 野		1,772	34	○		
			(旧 河 内 町)	1 路 線		300	30			
				笹 目		300	30			
			(旧 安 芸 津 町)	2 路 線		1,700	417			
				三 津 仁 賀		1,100	252	○		
				野 山		600	165			

単位 延長及び箇所数：m、利用区域面積：ha

森林 計画区	開設/ 拡張	種類	位置 (市町村)	路線名	区分	(延長及 び箇所 数)	(利用 区域面 積)	前半 5カ年 の計画 箇所	対図 番号	備考
瀬戸内	開設	自動車道	江 田 島 市	15 路 線		24, 274	890			
			(旧江田島町)	2 路 線		3, 110	74			
				津 久 茂		1, 016	33			
				古 鷹		2, 094	41	○		
			(旧能美町)	3 路 線		7, 516	289			
				野 登 呂 山		3, 956	213			
				畑		1, 978	46			
				真 道 山 (支)		1, 582	30	○		
			(旧沖美町)	7 路 線		11, 448	410			
				大 池		1, 350	30			
				船 木 久 田		1, 910	30			
				宝 原		670	30			
				瀧 水 流 田		3, 450	70			
				原入堂・見田ヶ迫		1, 960	110			
				亀 原		770	30			
				池 之 久 保		1, 338	110			
			(旧大垣町)	3 路 線		2, 200	117			
				余 防		500	30			
				沖 野 島		600	30			
				真 道 山		1, 100	57			
			大 崎 上 島 町	2 路 線		1, 650	248			
			(旧東野町)	1 路 線		300	138			
				垂 水 ・ 小 原		300	138			
			(旧木江町)	1 路 線		1, 350	110			
				天 満		1, 350	110	○		
			世 羅 町	9 路 線		2, 800	648			
				5 路 線		1, 600	486			
				大 通		300	332			
			(旧甲山町)	本 地		400	30			
				瀬 近		200	30	○		
				長 尾		200	30	○		
				広 岡		500	64			
			(旧世羅町)	1 路 線		300	55			
				宇 賀 釜 田		300	55			
			(旧世羅西町)	3 路 線		900	107			
				植 石		500	43			
				石 丸		200	31	○		
				中 村 国 実		200	33	○		

森林 計画区	開設/ 拡張	種類	位置 (市町村)	路線名	区分	(延長及 び箇所 数)	(利用 区域面 積)	前半 5ヵ年 の計画 箇所	対図 番号	備考
瀬戸内	拡張	自動車道	総数	82 路 線		162.156	7.566			
	呉市		2 路 線		7,775	280				
	(旧呉市)		1 路 線		4,996	128				
			郷原野呂山		4,996	128	○		国連絡	
	(旧安浦町)		1 路 線		2,779	152				
			郷原野呂山		2,779	152			国連絡	
	"		竹原市	1 路 線		2,560	276			
	"			三津仁賀		2,560	276	○		
	(舗装)		三原市	18 路 線		27,717	1,787			
	"		(旧三原市)	5 路 線		15,627	911			
	"			大谷真越		158	30			
	"			甲原		1,200	87			
	"			宮の谷		1,535	103			
	(法面保全)			御調坂		8,100	640			
				久和喜竜王		4,634	51	○		
	(局部・舗装・法面保全)		(旧大和町)	6 路 線		8,390	291			
	(舗装・局部)			高鉢後藤田		2,600	88	○		
	(局部・法面保全)			戸石場		700	32			
	"			篠蔵宗		1,000	38			
	(局部・舗装・法面保全)			蔵宗安田		500	35			
	"			三角		1,920	60			
				舌口		1,670	38			
	(舗装・法面保全)		(旧本郷町)	2 路 線		1,400	235			
	(舗装)			今井谷		400	203	○		
				遠見山		1,000	32			
	(局部)		(旧久井町)	5 路 線		2,300	350			
	(舗装)			切田原		100	30			
	"			天王平		500	80	○		
	"			三ツ池		300	173			
	"			高麗笹		500	30			
				黒郷則重		900	37	○		
			尾道市	1 路 線		2,736	208			
	(法面保全)		(旧御調町)	1 路 線		2,736	208			
				板後		2,736	208	○		
			福山市	9 路 線		14.985	672			
	(舗装)		(福山)	2 路 線		3,600	320			
	"			本郷		1,600	206	○		
	(舗装)		(加茂)	1 路 線		4,000	102			
				蕪谷		4,000	102			
	(舗装)		(聖家)	1 路 線		840	36			
				樋現		840	36			
	(法面保全)		(旧内海町)	2 路 線		2,700	98			
	(舗装・法面保全)			横山岩谷		2,000	54	○		
				横山岩谷2号		700	44	○		
	(舗装)		(旧新市町)	2 路 線		2,500	82			
	"			大竹		1,800	33			
				真光寺		700	49	○		
	(舗装)		(旧神辺町)	1 路 線		1,345	34			
				木ノ内		1,345	34	○		
	(局部・舗装)		府中市	11 路 線		13.936	749			
	"		(府中)	4 路 線		5,900	272			
	(舗装・法面保全)			出口		1,400	46			
	(舗装)			加谷		800	58			
				永野		3,200	131			
				城山		500	37			
	(舗装・法面保全)		(協和)	3 路 線		4.832	305			
	(舗装)			市場		3.242	85	○		
	(局部)			七ツ池		1,200	30			
				唐松		390	190			

単位 延長及び箇所数：m、利用区域面積：ha

森林 計画区	開設/ 拡張	種類	位置 (市町村)	路線名	区分	(延長及 び箇所 数)	(利用 区域面 積)	前半 5カ年 の計画 箇所	対図 番号	備考
瀬戸内	拡張 (幅員・法面保全) 〃 〃 (幅員・舗装) (舗装・法面保全) (局部・幅員・舗装・法面保全) (局部・幅員・舗装・法面保全) 〃 (舗装) (局部・幅員・舗装・法面保全) (舗装) (舗装) 〃 〃 (局部・舗装・法面保全) 〃 〃 〃 〃 〃 〃 (幅員・法面保全・舗装) (局部・法面保全) (法面保全・舗装) 〃 〃 〃 (幅員) (法面保全・舗装) (法面保全) (舗装・法面保全) (舗装・法面保全) 〃 (局部) (幅員・舗装) (局部・舗装) (舗装) 〃 (幅員・舗装) (局部・舗装)	自動車道	(旧上下町)	4 路 線		3,204	172			
				柳 原		1,131	73			
				矢 多 田		110	36			
				黒 瀬		823	31			
				宇 根 片 屋		1,140	32			
			東 広 島 市	7 路 線		11,326	545			
			(旧福富町)	2 路 線		1,781	76			
				東 上 板 鍋		830	45			
				金 明		951	31	○		
			(旧豊栄町)	2 路 線		3,782	131			
				安 宿 峠		1,612	69	○		
				天 神 獄		2,170	62	○		
			(旧河内町)	1 路 線		1,300	31			
				陣 ケ 岡		1,300	31	○		
			(旧安芸津町)	2 路 線		4,463	307			
				風早小松原(支)		2,643	110	○		
				糸 谷		1,820	197	○		
			江 田 島 市	23 路 線		57,383	1,799			
			(旧江田島町)	6 路 線		17,524	581			
				大 須		3,848	108	○		
				古 鷹		1,850	41	○		
				津 久 茂		150	33			
				秋 月		3,327	108	○		
				切 串		5,027	228	○		
				小 用		3,322	63	○		
			(旧能美町)	8 路 線		20,000	530			
				野 登 呂 山		7,800	213	○		
				真 道 山		6,100	93	○		
				真 道 山 (支)		700	30			
				宗 崎		2,100	45			
				畑		2,200	46			
				中 山 1 号		300	32			
				中 山 2 号		500	35			
			(旧冲美町)	2 路 線		8,089	337			
				越 ケ 迫		2,389	135	○		
				砲 台 山		5,700	202			
			(旧大柿町)	7 路 線		11,770	351			
				余 防		1,500	30			
				冲 野 島		2,200	30			
				真 道 山		2,470	57			
				椿		1,500	62	○		
				入 野		3,000	100	○		
				入 野 (支)		600	35			
				隠 地		500	37			
			大 崎 上 島 町	3 路 線		6,443	338			
			(旧東野町)	1 路 線		600	138			
				垂 水 ・ 小 原		600	138			
			(旧木江町)	2 路 線		5,843	200			
				天 満		3,000	110	○		
				丸 尾 木 越		2,843	90			
			世 羅 町	7 路 線		17,295	912			
			(旧甲山町)	5 路 線		13,629	724			
				寺 谷		200	54			
				川 尻		6,892	174			
				流 田		2,168	115			
				成 藤 播 磨		1,241	49			
				大 通		3,128	332			
			(旧世羅西町)	2 路 線		3,666	188			
				大 蔵		1,890	153			
				高 膳		1,776	35			

(5) ~ (6) (略)

第4 森林の整備に関する事項

立木の伐採（主伐）、造林、間伐及び保育の標準的な方法に関する指針については、次のとおりとし、その標準的な方法は立木の伐採（主伐）、造林、間伐及び保育を行う際の規範として市町村森林整備計画において定めるものとします。

1 立木竹の伐採（間伐以外）

（略）

2 造林

（1）人工造林に関する指針

（略）

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

（略）

なお、苗木の選定については、特定苗木や花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の増加に努めます。

（略）

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

人工造林の標準的な方法に関する指針は、次表のとおりです。

なお、地形等の自然条件を勘案して、伐採と造林の一貫作業システムの導入や、コンテナ苗の活用に努め、施業の効率化や低コスト化を図るとともに、花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めるものとします。

人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数の指針

樹 種	仕立て方法	植栽本数
スギ	中仕立	<u>1,500</u> ～3,000 本/ha
ヒノキ	中仕立	<u>1,500</u> ～3,000 本/ha
クヌギ	中仕立	3,000～4,000 本/ha
アカマツ	中仕立	3,000～5,000 本/ha

注 広島スーパーマツは、アカマツに準ずる。

その他人工造林の方法の指針

（略）

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

（略）

（2）～（4） （略）

3 間伐及び保育

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法については、巻末の(附)参考資料7「林分密度管理図」に基づき、次表のとおり上層木の平均樹高と間伐実施前の成立本数(ヘクタール当たり立木密度)により定めますが、これにより難しい場合は、標準伐期齢未満の森林は10年に1回、標準伐期齢以上の森林は15年に1回を標準として間伐を実施するものとします。

また、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとします。

また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めます。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

<スギ・ヒノキ 3,000本/ha 植栽>

(略)

<スギ・ヒノキ 2,000本/ha 植栽>

(略)

<スギ・ヒノキ 1,500本/ha 植栽>

樹種	仕立本数等	間伐の時期	間伐率 (%)	間伐の方法
		初回		
		I等地		
スギ	I等地 800本/ha II等地 1,100本/ha	樹高 21m	27	林分密度管理図を参考に収量比数Ryがおおむね0.8を超えない管理とする。
	[参考] 間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	35		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	1,100本		
ヒノキ	I等地 800本/ha II等地 1,100本/ha	樹高 18m	27	林分密度管理図を参考に収量比数Ryがおおむね0.8を超えない管理とする。
	[参考] 間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	37		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	1,100本		

注 生産目標は一般建築材(合板・集成材を含む)とするが、柱材を生産目標にする場合は、間伐を省略する。なお、林齢の目安は、I等地とII等地の中間値とした。

<アカマツ>

(略)

長伐期施業を実施する場合の間伐の回数に関する指針

(略)

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の標準的な方法に関する指針は、次表のとおりとしますが、状況に応じて下刈り回数の削減や実施期間の短縮に努めるものとします。

保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類	樹種	地位級	植栽本数 (本/ha)	実施時期 (林齢)					備考
				初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
下刈	スギ	I～II	<u>1,500</u> ～3,000	1	2	3	4	5	
	ヒノキ	I～II	<u>1,500</u> ～3,000	1	2	3	4	5	
	アカマツ	I～II	3,000～5,000	1	2	3	4	5	
除伐	スギ	I～II	3,000	10～11					
			2,000	16～21					
			<u>1,500</u>	<u>17～23</u>					
	ヒノキ	I～II	3,000	11～14					
			2,000	15～20					
			<u>1,500</u>	<u>19～26</u>					
	アカマツ	II	3,000～5,000	10					

注1 地位級のI、IIはI等地、II等地を表す。

2 広島スーパーマツはアカマツに準ずる。

(3) その他必要な事項

(略)

(附) 参考資料

2 森林の現況

(9) 森林の被害

単位 面積：ha

種 類		松くい虫			カシノナガキクイムシ		
年 度		R2	R3	R4	R2	R3	R4
総 数		5,569	5,567	5,557		1.10	60.77
呉 市		2,205	2,205	2,203			
竹原市							7.85
三原市		254	254	254			0.16
尾道市		167	167	167			15.23
福山市		149	149	149			1.73
府中市		46	46	46			30.77
東広島市		2,342	2,340	2,332			1.73
江田島市							
豊田郡	大崎上島町						1.57
世羅郡	世羅町	406	406	406		1.10	1.73

種 類		火 災			シカ		
年 度		R2	R3	R4	R2	R3	R4
総 数		3.23	2.38	3.08	29	28.42	34
呉 市		0.18	0.13	0.70			
竹原市				0.10			
三原市		0.40	1.34	0.87			
尾道市							
福山市		1.47	0.17	0.52			
府中市		0.08	0.14	0.29			
東広島市		1.03	0.25	0.25		0.02	
江田島市			0.13	0.14			
豊田郡	大崎上島町						
世羅郡	世羅町	0.07	0.22	0.21	29	28.40	34

注 広島県農林水産局森林保全課調べ。

7 林分密度管理図

(1) スギ林の収量比数 R_y による管理表

		上層樹高 m																															数字は収量比数 (Ry)	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
立木密度 本/ha	3000	0.05	0.13	0.23	0.32	0.40	0.48	0.56	0.62	0.68	0.73	0.78	0.82	0.86	0.89	0.92	0.95	0.98	1.00															
	2900	0.05	0.13	0.23	0.31	0.39	0.47	0.54	0.61	0.67	0.72	0.77	0.81	0.85	0.88	0.91	0.94	0.97	0.99															
	2800	0.05	0.13	0.21	0.29	0.38	0.46	0.55	0.63	0.71	0.76	0.80	0.84	0.87	0.90	0.93	0.96	0.98	1.00															
	2700		0.21	0.29	0.37	0.45	0.52	0.59	0.64	0.70	0.74	0.79	0.83	0.86	0.89	0.92	0.95	0.97	0.99															
	2600		0.20	0.28	0.36	0.44	0.51	0.57	0.63	0.69	0.73	0.77	0.81	0.85	0.88	0.91	0.94	0.96	0.98															
	2500			0.27	0.35	0.43	0.50	0.56	0.62	0.67	0.72	0.76	0.80	0.84	0.87	0.90	0.93	0.95	0.97	0.99														
	2400			0.34	0.42	0.48	0.55	0.60	0.66	0.70	0.75	0.79	0.82	0.86	0.89	0.91	0.94	0.96	0.98	1.00														
	2300			0.33	0.40	0.47	0.53	0.59	0.64	0.69	0.73	0.77	0.81	0.84	0.87	0.90	0.93	0.95	0.97	0.99														
	2200				0.39	0.46	0.52	0.58	0.63	0.68	0.72	0.76	0.79	0.83	0.86	0.89	0.91	0.94	0.96	0.98	1.00													
	2100				0.38	0.44	0.50	0.56	0.61	0.66	0.70	0.74	0.78	0.81	0.84	0.87	0.90	0.92	0.94	0.96	0.98	1.00												
	2000				0.37	0.43	0.49	0.54	0.60	0.64	0.69	0.73	0.77	0.80	0.83	0.86	0.88	0.91	0.93	0.95	0.97	0.99	1.00											
	1900				0.35	0.41	0.47	0.53	0.58	0.63	0.67	0.71	0.75	0.78	0.81	0.84	0.87	0.89	0.91	0.94	0.96	0.97	0.99											
	1800				0.34	0.40	0.46	0.51	0.56	0.61	0.65	0.69	0.73	0.76	0.79	0.82	0.85	0.88	0.90	0.92	0.94	0.96	0.98	1.00										
	1700				0.38	0.44	0.49	0.54	0.59	0.64	0.69	0.73	0.77	0.80	0.83	0.86	0.88	0.90	0.92	0.94	0.96	0.98	0.99	1.00										
	1600					0.42	0.47	0.52	0.57	0.61	0.65	0.69	0.73	0.76	0.79	0.82	0.85	0.88	0.90	0.92	0.94	0.96	0.98	0.99	1.00									
	1500					0.45	0.50	0.55	0.59	0.63	0.67	0.70	0.74	0.77	0.80	0.83	0.86	0.88	0.90	0.92	0.94	0.96	0.97	0.99	1.00									
	1400					0.48	0.52	0.57	0.61	0.64	0.68	0.71	0.74	0.77	0.80	0.83	0.86	0.88	0.90	0.92	0.94	0.96	0.98	0.99	1.00									
	1300					0.46	0.50	0.54	0.58	0.62	0.65	0.68	0.71	0.74	0.77	0.79	0.82	0.84	0.86	0.88	0.90	0.92	0.93	0.95	0.96	0.98	0.99							
	1200						0.55	0.59	0.62	0.66	0.69	0.72	0.74	0.77	0.79	0.81	0.84	0.86	0.87	0.89	0.91	0.93	0.94	0.95	0.97									
	1100							0.49	0.53	0.56	0.60	0.63	0.66	0.69	0.71	0.74	0.76	0.79	0.81	0.83	0.85	0.87	0.88	0.90	0.91	0.93	0.94							
1000							0.46	0.50	0.53	0.56	0.59	0.63	0.66	0.69	0.71	0.74	0.76	0.79	0.81	0.83	0.85	0.87	0.89	0.90	0.92									
900							0.43	0.46	0.50	0.53	0.56	0.59	0.62	0.64	0.67	0.69	0.72	0.74	0.76	0.78	0.80	0.82	0.84	0.85	0.87	0.88								
800							0.39	0.43	0.46	0.49	0.52	0.55	0.58	0.60	0.63	0.65	0.68	0.70	0.72	0.74	0.76	0.78	0.80	0.81	0.83	0.85								
700							0.39	0.42	0.45	0.48	0.51	0.53	0.56	0.59	0.61	0.63	0.65	0.67	0.69	0.71	0.73	0.75	0.77	0.79	0.80									
600								0.38	0.41	0.43	0.46	0.49	0.51	0.53	0.56	0.58	0.60	0.62	0.64	0.66	0.68	0.70	0.72	0.74	0.75									
500								0.33	0.36	0.38	0.41	0.43	0.45	0.48	0.50	0.52	0.54	0.56	0.58	0.60	0.62	0.64	0.66	0.67	0.69									
400									0.30	0.32	0.35	0.37	0.39	0.41	0.43	0.45	0.47	0.49	0.51	0.53	0.55	0.56	0.58	0.60	0.61									
300										0.24	0.26	0.28	0.30	0.31	0.33	0.35	0.37	0.39	0.40	0.42	0.44	0.46	0.47	0.49	0.50	0.52								
200															0.20	0.21	0.23	0.24	0.26	0.27	0.29	0.30	0.31	0.33	0.34	0.36	0.37	0.38	0.40					
100															0.11	0.12	0.12	0.13	0.14	0.15	0.16	0.17	0.18	0.19	0.20	0.21	0.22	0.23						

3000本植栽

2000本植栽

1500本植栽

除伐

保育間伐

搬出間伐

主伐

保育間伐のエリア

収入間伐・主伐のエリア

赤いエリアは収量比数Ryが0.80を超える林分で、肥大生長に影響するほか、冠雪害を受けやすいため、収穫直前以外の管理では白いエリアになるように管理する。

白いエリアは、赤いラインから離れるほど、それぞれの上層樹高に対して本数が少なく、材積の収穫量が小さくなる。

表の数字は、混み合い度の指標で収量比数(RY)を表示している。最多密度(ある樹高での上層の本数密度)を1としたときの相対的な混み具合を示す。

		上層樹高(m)																															
		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31							
地位	1等地 (地位指数で25.6m程度)	10	10	11	12	14	15	16	17	18	20	21	23	25	27	29	31	34	37	40	45	50	57	68	91	100以上							
	1~2の中間 (地位指数で22.4m程度)	10	11	13	14	15	16	18	19	21	23	25	27	29	32	35	39	44	49	57	70	100以上											
	2等地 (地位指数で19.2m程度)	11	13	14	16	17	19	21	23	25	27	30	34	38	42	49	57	73	100以上														

※↑ 枠内の数字は、その樹高に到達する林齢のこと 1~3等地で変わる

7 林分密度管理図

(2)ヒノキ林の収量比数 R_y による管理表

